

特別養護老人ホーム

重要事項説明書

1. 施設の設置、運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 正和福祉会
(2) 法人所在地 〒849-2304
佐賀県武雄市山内町大字大野7045番地
(3) 連絡先 電話番号 0954-45-5155（代表）
FAX 0954-45-4200
E-mail soyokaze@seiwafukushikai.net
(4) 代表者 理事長 向 隆光

2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設／平成12年4月1日指定
(佐賀県指定 第4171600069号)
(2) 施設の名称 特別養護老人ホーム そよかぜの杜
(3) 施設の目的 要介護状態にある方に対して適正な介護老人福祉施設サービスを提供することにより、要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、関係市町、地域の保健医療福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
(4) 延べ床面積 3,159.76 m²
(5) 所在地 佐賀県武雄市山内町大字大野7045番地
(6) 連絡先 電話番号 0954-45-5155（代表）
FAX 0954-45-4200
(7) 施設長名 廣瀬 智英
(8) 開設年月日 平成11年4月1日 開所
(9) 入居定員 50名

3. 入居対象者

- (1) 当施設に入居できるのは、原則として要介護3以上の認定を受けた方が対象となります。なお、要介護1・2の方であってもやむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方については特例的に入所できます。
(2) 入居時に要介護認定を受けている方であっても、入居後に要介護認定者でなくなつた場合は施設を退所していただくことになります。

4. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後に作成する「施設サービス計画書（ケアプラン）」で定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及び変更は、次のとおり行います。

- ① 当施設の介護支援専門員が施設サービス計画の原案作成や、そのために必要な調査等の業務を担当します。
- ② 介護支援専門員は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等の同意を得たうえで決定します。

- ③ 施設サービス計画は6ヶ月ごと、もしくは心身の状態の変化があった場合あるいはご契約者及びその家族等の要請に応じ変更の必要がある場合には、ご契約者及びその家族等と協議し同意を得た上で、施設サービス計画を変更します。
- ④ 施設サービス計画が変更された場合は、ご契約者及びその家族等に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

5. 居室の概要

当施設では下記の居室及び設備をご用意しています。入居される居室はすべて個室となり、ご契約者の心身の状況や空室状況を勘案して決定します。

居 室	ベッド、枕元灯、洗面台等を備品として備えます。家具やテレビの持ち込みが可能です
食 堂	充分な広さを備えた食堂を設け、全員が使用できるテーブル、椅子、食器等の備品類を備えます
浴 室	一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けます
医務室	診療・治療のために、医療法に規定する診療所を設け、ご契約者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えます

※1 居室の変更

ご契約者から居室変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により施設側で居室を変更する場合があります。

※2 居室への持ち込みについて

- ・危険物、ペット、火気のお持ち込みはご遠慮ください。
- ・家具等は居室内に収まる範囲内にしてください。

※3 注意事項

居室内での喫煙は絶対にしないでください。

また、ご契約者の過失により居室の設備等を破損、汚損、滅失した場合は、修理もしくは相当費用の負担をお願いすることになります。

6. 職員の配置状況

(1) 当施設には、ご契約者に対し指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、次の職種及び人数を配置します。

職 種	配置人数	備 考
施設長（管理者）	1名	
介護職員	14名以上	
看護職員	3名以上	
機能訓練指導員	1名以上	（兼務）
生活相談員	1名以上	
介護支援専門員	1名以上	
嘱託医師	1名以上	
管理栄養士	1名以上	
調理員	委託	

(3) 配置職員の職務内容は次のとおりです。

- ・施設長（管理者） 施設の管理者としてその管理を統括します
- ・介護職員 日常生活のお世話を行います
- ・看護職員 健康管理や療養上のお世話を行います
- ・機能訓練指導員 日常生活における必要な機能訓練を行います

- | | |
|----------|-----------------------|
| ・生活相談員 | 日常生活の相談・助言を行います |
| ・介護支援専門員 | 施設サービス計画（ケアプラン）を作成します |
| ・嘱託医師 | 健康管理や療養上の指導を行います |
| ・管理栄養士 | 健康管理を栄養面から行います |
| ・調理員 | 食事の調理を行います |

7. 施設が提供するサービスと利用料金

当施設において、ご契約者に対して提供するサービスには次のものがあります。

- | |
|-------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付されるサービス |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担していただくサービス |

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の通常7～9割が介護保険から給付されます。

食 事	<p>・ユニットにおいて他のご入居者との社会的関係を築くため、食堂にて食事を摂っていただくことを原則に必要な援助を行います。 管理栄養士の立てる献立表により栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。</p> <p style="text-align: right;">食事時間 朝食： 8：00～ 昼食： 12：00～ 夕食： 18：00～</p>
入 浴	入浴又は清拭を週2回以上行います。 寝たきりの状態でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。
排 泄	排泄の自立を促すため、身体能力を最大限活用した援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により、心身等の状況に応じて日常生活を送る上で必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
健康管理	医師や看護師が健康管理を行います。
その他自立への支援	寝たきり防止のため、身体状況を考慮しながらできる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 清潔で快適な生活が送られるよう適切な整容の援助を行います。

【サービス利用料金】

別紙「サービス利用料金表」に定めます。ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた金額（自己負担分）をお支払いください。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

- ① 居住費…施設サービスに係る個室料及び光熱水費相当額を負担していただきます
- ② 食 費…施設サービスの食事に係る食材料費及び調理費用相当額を負担していただきます
- ③ 特別な食事…ご契約者の希望に基づいて、特別な食事（嗜好品・栄養補助食品）を提供することもできます
- ④ レクリエーション、行事等…ご契約者の希望により、レクリエーションや行事等のアクティビティ活動に参加していただくことができます
- ⑤ 理美容…出張による理美容サービスをご利用いただけます
- ⑥ 日常生活用品…日常生活に要する費用で、衣類、履物、洗面道具等のご本人に負担していただくことが適当である日用品の購入代金

※おむつ代は、介護保険給付対象となっており、施設が用意したものを使用していただきますので費用の負担はありません。

- ⑦ 事務費…毎月の事務にかかる費用を負担していただきます（1,000円）
※但し、預り金管理規定に基づく管理委任500円別途
- ⑧ 家族の会会費…家族の会会則に従い負担していただきます（300円）
- ⑨ 点滴にかかる費用…看取りを希望される場合、施設持ち出し分の点滴分の費用をご負担いただきます。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）（2）の利用料金は1ヶ月毎に計算し請求いたしますので、下記の方法でお支払いください。1ヶ月に満たない期間のサービスに係る利用料金は利用日数に基づいて計算した金額になります。

【口座引落】

契約時にお申込みいただいた金融機関口座からの自動引き落としとなります。
前月分の利用料金を、翌月15日前後にご請求し、毎月20日（土日祝日の場合は翌営業日）に引き落とさせていただきます。
※金融機関毎に別途手数料がかかります。

8. 当施設に入居中の医療について

- 主治医 佛坂芳孝医師（火・金 10:00～）
- 協力医療機関 佛坂医院
大野病院
まつうら歯科医院

【協力医療機関との連携】

利用者の病状に急変があった場合等において、医師又は看護職員が相談対応し、また医師が診療を行う体制、入院が必要な場合は原則受け入れる体制を常時確保。急変があつた場合等の対応を年1回以上、協議・確認する連携を行います。

【入院時の情報提供】

入居中に医療機関へ入院された場合は、医療機関へ当該入所者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供させていただきます。

※医療費について

当施設の嘱託医師及び医療機関による診察及び処置に係る費用の負担額は、ご契約者の負担となります。また、当施設では毎年、インフルエンザの予防接種を受けていただきます。（実費、11月頃）

9. 施設を退所していただく場合

当施設との契約では、契約が終了する日は定めていません。但し、下記のような事由が発生した場合は、施設を退所していただくことになります。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援・事業対象者と判定された場合
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合もしくは破産した場合、又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損によりサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から中途解約又は契約解除の申し出があった場合（契約の有効期間であってもご契約者からの退所の申し出を行うことができます。その場合は原則として退所をされる7日前までに所定の解約届けをご提出ください。）

（1）ご契約者からの申し出により退所する場合の事由

- ① 利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 契約者が入院した場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく契約書に定める施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の入居者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合の事由

- ① ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により施設又はサービス事業者もしくは他の入居者等の生命・身体・健康・財産・信用等を傷つけ又はご契約者が自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ④ ご契約者が連続して3ヶ月以上病院又は診療所へ入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合（下記参照）
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設へ入院した場合もしくは介護療養型医療施設へ入院した場合
- ⑥ ご契約者の医療的依存度が高くなり、常時医療的管理が必要になった場合

④のご契約者が入院された場合の対応については、下記のとおりです。

◇8日間以内の入院の場合（入院後8日目までに退院される場合）

退院後、再び当施設へ入居いただけます。但し、入院期間中であっても所定の利用料金をご負担いただきます。また、併せて居住費をお支払いいただきます。

◇ 3ヶ月以内の入院の場合

8日間を超えて入院された場合でも3ヶ月以内に退院される場合は、ご契約者の希望により当施設へ再び入居いただけるよう居室を確保します。その場合、再び施設へ入居される日の前日までの居住費相当額を負担していただきます。

◇ 3ヶ月以内の退院ができないもしくは見込まれない場合

3ヶ月以内の退院ができないもしくは見込まれない場合は、契約が解除されます。再び入居を希望される場合は改めて入居のお申込みをいただく必要があります。

10. 身元引受人

身元引受人をご指定ください。身元引受人の主な責任は次のとおりです。

- (1) ご契約者の事業者に対する経済的債務
- (2) ご契約者の入院に関する手続き・費用負担
- (3) 契約終了後のご契約者の受け入れ先の確保
- (4) ご契約者が死亡した場合のご遺体及び残置物の引き取り等
- (5) 施設サービス計画書（ケアプラン）の説明面談への参加、その他ご契約者に関して必要と思われる事項

11. 苦情の受付

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は下記の窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者： 生活相談員・介護支援専門員

○苦情解決責任者： 施設長

○受付時間： 月曜日～金曜日 9:00～18:00

なお、備え付けの「苦情箱」に投書していただくこともできます

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

苦情受付機関	武雄市福祉部健康課	0954-23-9135
	杵藤地区広域市町村圏組合	0954-69-8222
	佐賀県国民健康保険団体連合会	0952-26-1477

※公的な立場で苦情を受け付け、相談にのっています。

苦情処理第三者委員	川内 元孝（評議員）	0954-45-3280
	立花 泰賢（評議員）	0954-23-2754
	下平 博明（家族の会代表）	0952-84-6370

12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

13.サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対するサービスを提供するにあたり、次の事項を守ります。

- ① ご契約者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
- ② ご契約者の体調・健康状態をみて必要な場合は、医師又は看護職員と連携し、ご契約者から聴取・確認の上サービスを提供します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定し備えるとともに、ご契約者に対して定期的に避難・救出そのほかの必要な訓練を行います。またその際に地域住民の参加が得られるように連携に努めます。
- ④ ご契約者及び他のご入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご契約者の行動を制限する行為は行いません。
- ⑤ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定更新申請の援助を行います。
- ⑥ ご契約者に対するサービスの記録を作成し、契約終了後5年間保管します。
- ⑦ サービスを提供するにあたって知り得たご契約者に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

- ⑧ 入居者の人権の擁護、身体拘束廃止及び虐待防止等の観点から、身体拘束の発生、虐待の発生又はその再発を防止するための責任者を選定し、各委員会を開催し、指針の整備を行い、職員に対して研修を実施します。
- ⑨ 感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組みます。
- ⑩ 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画（BCP）を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じます。
- ⑪ 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。
- ⑫ 認知症研修の受講状況、事業者の認知症に関する取り組み状況について介護サービス情報公表システムにその情報を掲載します。

14.施設利用の留意事項

(1) 面会について

面会時間 8：30～20：00

ご面会時に飲食物を持ち込む際は、必ずユニット職員へお声かけをお願いします。
職員に対する金品、茶菓等の配慮は固くご遠慮させていただきます。

(2) 外出・外泊について

外出・外泊をされる場合は、早めに職員へお申し出ください。

(3) 金品等について

金品等の持ち込みは、施設では責任を負いかねますので、ご契約者（身元引受人）の責任の範囲でご了承をお願いします。

(4) 施設・設備使用上の注意

- ① 居室及び共用施設敷地については、その本来の用途に従って利用してください。
- ② 故意又は不注意等により施設設備を滅失・破損・汚損もしくは変更した場合は、ご契約者の費用負担により原状回復していただくか、相当の代価をお支払いいただくことになります。
- ③ 他のご入居者や職員等の迷惑となるような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

(5) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。職員へのハラスメント等により、サ

サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

15.損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害賠償をいたします。但し、次の場合は事業者の損害賠償責任を免ずることができます。

- (1) ご契約者が心身の状況や病歴等について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った結果損害が生じた場合
- (2) ご契約者がサービス実施に必要な事項について故意に告げず、又は不実の告知を行った結果損害が生じた場合
- (3) ご契約者の急な体調変化など、施設のサービスの実施を原因としない事由により損害が生じた場合
- (4) ご契約者が職員の指示に反して行ったことが原因で損害が生じた場合

16.事故発生時の対応について

- (1) サービス提供により事故が発生した場合、職員は速やかに対処します。職員は施設長に報告をし、指示を受けて対処します。
- (2) ご契約者のご家族に連絡をし、事故状況を報告します。
- (3) 重大な事故の場合、保険者に連絡を行い、事故報告書を提出します。

令和7年4月1日改定